

令和5年度 予算編成方針

令和4年10月

瑞浪市

令和5年度予算編成について

1 国の経済・財政状況

我が国の経済は、内閣府が9月に発表した2022年4～6月のGDP速報値では、前期比0.9%（年率換算3.5%）となる。9月の月例経済報告において「景気は、緩やかに持ち直している。」とし、先行きについても「ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。」としている。一方、国・地方の長期債務残高は、令和4年度年度末見込みで1,244兆円、対GDP比で220%に達する等、依然として極めて厳しい水準にある。

政府は、本年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」において、我が国を取り巻く環境変化（新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略、気候変動問題等）や国内における構造的課題（輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化等）等、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている。我が国のマクロ経済運営については、総合緊急対策を講じることでコロナ禍からの回復を確かなものにすると同時に、骨太方針2022や新しい資本主義に向けたグラウンドデザイン・実行計画をジャンプスタートさせるための総合的な方策を早急に具体化し、実行するとしている。

2 地方の財政状況

本年8月31日に総務省から示された令和5年度地方財政収支の仮試算によると、地方の一般財源総額については令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとし、対前年度比0.8兆円増の64.7兆円となっている。地方財政の規模は、前年度より1.1兆円増の91.6兆円で、歳入は、地方税が前年度比2.6%増、地方交付税が0.8%増、地方交付税の振替分である臨時財政対策債が26.9%減としている。また、歳出では、一般行政経費が1.4%増（社会保障費等の増）、投資的経費が前年度と同額となっている。国は、地方公共団体が新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、デジタル変革（DX）への対応やグリーン化（GX）の推進、地方への人の流れの強化等による活力ある地域づくりの推進、防災・減災、国土強靱化を始めとする安全・安心なくらしの実現、人への投資など、持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保するとしている。

岐阜県の令和3年度一般会計歳出決算額は、県庁舎建設事業費等の増加により、過去最

大となる1兆452億円（前年度1兆142億円）、県債発行残高は1兆7,104億円（前年度1兆6,612億円）となる見込みである。平成21年度から24年度の4年間を「緊急財政再建期間」に位置づける等、あらゆる角度から財政構造を見直し、財源不足の段階的な解消を図ってきた。しかし、県債残高は高水準となっていることから、毎年度の公債費の負担が重く、財政構造の硬直化を招いている。令和4年度は、県債発行額を大幅に削減する等、さらに財政の健全化に向けた行財政改革等を進めている。

3 瑞浪市の財政状況と課題

地方公共団体の財政状況を、統一的な指標で明らかにする財政健全化判断比率では、本市は令和3年度決算においても4指標ともに健全な範囲であった。実質公債費比率は2.6%、前年度比0.4%の減、将来負担比率は算定されず、早期健全化基準を大幅に下回った。

市債残高は、令和3年度末の普通会計で133億8千万円、前年度比2.1%の減、特別会計等を合わせた市全体の市債残高は211億6千万円、前年度比4.0%の減となっている。今後も健全な財政構造を維持し、活力ある市政運営を行うため、適正な規模での市債の活用を継続する必要がある。

次に歳入面では、令和3年度決算において、市税収入が51億7千万円、前年度比8億7千万円、14.3%の減となったが、これは、令和2年度は固定資産税の修正申告による一時的な収入増があったことが要因であり、例年程度の収入額に戻っている。地方交付税は、38億7千万円、前年度比14.4%の増となった。また、令和3年度に電源立地地域対策交付金（令和3年度交付額5億7千万円）の交付が終了した。令和4年度からは、財政調整基金の取り崩しにより、激変緩和を図りつつ、通常の財政収支に戻していく予定である。

歳出面においては、財政の柔軟性を示す指標である経常収支比率が、87.4%となり、令和2年度82.4%と比べ5.0%悪化した。これも、令和2年度の固定資産税修正申告による市税の一時的な増額の影響によるものであるが、今後も少子高齢化の加速に伴う社会保障関係経費や老朽化した公共施設等の改修・維持管理経費等の増加が想定されたため、経常経費の縮減に努める必要がある。

このような状況の中で、東濃中部病院の建設、駅周辺再開発や道の駅整備等に代表される大規模事業が見込まれているため、その財源の確保が大きな課題となってくる。歳入の確保にこれまで以上に取り組むとともに、事務経費の細部までの見直しや行政DXの推進による事務の効率化、経常的経費の削減に努め、安定した財政基盤の確立に努めなければならない。

4 令和5年度予算編成における基本方針

令和5年度は、依然として、厳しい財政運営が予想されることから、職員一人ひとりが財政状況を十分に理解したうえで、全庁的な視点を持って予算編成にあたらなければならない

ない。その上で、引き続き、第6次瑞浪市総合計画後期基本計画（以下「6次総」という。）や、「瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）等に掲げる目標の実現を目指し、必要となる事業に重点的に予算を配分するとともに、行政サービスの受益と負担のバランスの取れたメリハリのある予算編成を基本とする。

1. 歳入において、電源立地地域対策交付金の交付が令和3年度をもって終了したこと等から、一般財源の不足が懸念される。全ての事業において、特定財源を十分に調査し、財源の確保に努めること。歳出においては、事業の優先順位付けを行い、実施時期の再検討や、役割を終えた事業の廃止、縮小などの抜本的な見直しを行うとともに、全ての事務事業の必要性、効率性、財源及びその効果について実効性の高いPDCAサイクルを確立し、求められている行政課題に適切に対応すること。国・県の様々な情報や先進市の取り組み等を参考にし、既定の内容にとらわれず、創意工夫を凝らすこと。また、令和3年度実績値を前提に、一般財源ベースで当初予算を令和4年度当初予算以下となるよう積算すること。
2. 政府が進める「新しい資本主義に向けた改革」や「デジタル田園都市国家構想」に積極的に対応するため、主体性をもってデジタル変革への対応（DX）、グリーン化の推進（GX）、活力ある地域づくりに取り組むこと。また、デジタル技術の徹底活用により、市民サービスの向上や安全・安心なくらしの実現を図るとともに、経費の削減や業務のスリム化、効率的な執行体制の構築に努めること。
3. 国の重点政策である地方創生について、既存事業の実効性を高めるとともに、積極的な政策提案を行い、多様化・地域活性化の推進に取り組むこと。
4. SDGsの取り組みは、これまでも様々な形で取り組んでいるが、引き続き、各種課題の洗い出しと事業内容の見直し、強化を推進すること。
5. 新型コロナウイルス感染症対策やエネルギー・食料価格等の高騰支援対策に係る経費については、国県支出金等の特定財源のあるものを基本とし、国・県の施策等の動向を注視しながら、感染対策と経済回復の両立を目指し、適切かつ柔軟に対応すること。
6. 市のプロモーション活動に係る取り組みについては、瑞浪市プロモーション基本方針に基づき、本市の魅力や情報が深く伝わるよう工夫を凝らすこと。必要に応じて、全庁横断的に取り組み、広く市のブランド価値を浸透させるとともに、市民のシビックプライドの醸成を図るよう努めること。
7. 公共施設の管理運営は、瑞浪市公共施設等総合管理計画に沿って、長期的な視点を持ち、更新や統廃合、長寿命化を推進していく中で、財政負担の軽減と平準化を図ること。また、施設整備にあたっては、その整備費用とその後の運営費を合わせて費用の圧縮を図り、それらに係る費用の回収についても総合的に検討すること。
8. 経常的経費については、人件費と扶助費を除き、全ての事業で削減するポイントを見つけ、一般財源ベースで令和4年度当初予算以下とすること。各事務事業のコストの把握と事業効果の検証を行い、行革大綱に基づき経費を抑制すること。なお、目的

の達成された事業、あるいは効果の低い事業、執行率の低い事業、そして一部の団体や少数の受益者の既得権益となっているような事業は廃止するものとする。また、扶助費等の社会保障関係経費については、国等の試算を参考に適切に計上すること。定員管理等については、定員適正化計画に基づき適切に対応することとするが、事務事業の簡素・合理化をさらに徹底し、既定の組織及び人員を振替・融通するなど、柔軟に対応すること。

9. 投資的経費は、6次総実施計画に位置付けられた事業を優先的に予算化するものとし、その中でも総合戦略や市長マニフェストに掲げる施策事業に重点を置く。しかし、当初予算では人件費、扶助費、公債費に代表される義務的経費に優先的に予算配分しなければならないため、投資的経費については残りの一般財源の範囲内で予算配分することになる。したがって、国・県等の特定財源のない事業にあつては、6次総実施計画に位置づけされた事業であっても、一般財源の状況により予算配分されない場合もある。
10. 新規事業については、既存事業の廃止・縮小などによる一般財源の確保を前提に、必要性、効率性、効果等を十分に検討のうえ、各部課の一般財源の範囲内で要求するものとする。したがって、スクラップアンドビルドがなされていないものや、特定財源を伴わない新規事業の要求は原則として認められない。
11. 各事業の特定財源の把握に当たっては、安易に前年度の例に従うことなく、国・県の補助制度等の動向に十分注意を払い、新たな財源の確保に努めること。また、受益者負担のあり方も、その必要性や市場性など十分に配慮を行うこと。
12. 国の補正予算等の状況を注視し、前倒し実施が可能な事業については、令和4年度補正予算で要求するなど、国・県等の情報収集を積極的に行い、遺漏のないようにすること。
13. 普通建設事業においては、設計から建設に至る実施時期や特定財源の確保（補助申請）等のスケジュール管理をしっかりと行い、効果の高いタイミングで事業が行えるよう努めること。財政的にも有利となる時期、条件も考慮し、柔軟な計画を立てること。債務負担行為を活用するなどし、設計と施工に無駄な空白の期間を設けることなく事業を行うこと。

(1) 総括的事項

- ① 予算見積書の作成においては、最新の経済情勢、物価状況に注視し、適切な積算とすること。また上記のとおり、今後は恒久的な一般財源の大幅な不足が想定されることから、予算見積書の「予算見積概要の3）事務事業等見直し及び改善事項」欄に、削減した内容や事業を具体的に記載すること。
- ② 歳入歳出全般にわたり見直しを行い、法令等に基づいた合理的な積算による予算とすること。また、債権管理体制を強化し歳入の確保に努めるとともに、時代に即した住民の負託に応えられる施策・事業の展開を図ること。

- ③ 6次総実施計画計上事業については、計画額の範囲内で調整するとともに、積算の根拠となる書類を添付すること。（事業内容、積算額等が不明確な予算要求は認められない。）また、計画額を超える要求については認めない。しかしながら、実施計画決定後の諸般の情勢の変化による、やむを得ない事業費の増額変更については、その合理的な理由を付して予算要求すること。また、実施計画に計上された事業であっても、特定財源が確保できない場合は、実施計画の計上がなかったものとして取り扱う。
- ④ 既定の事務事業や経費について、原則10万円未満の事業については、廃止または統合すること。事業の必要性・効果・受益対象者・負担率等について精査し、必要性や費用対効果、執行率の低い事業については廃止すること。また、事業手法の見直し等により事業効果の向上に努めること。
- ⑤ 国・県の補助事業については、事業の緊急性・必要性を勘案し、真に効果のあるもののみを受け入れること。特に、地権者の同意を要する事業については、地権者の意向を十分に確認、調整のうえ、また、各種団体等からの要望による事業については、市が行う事業として公平性、公正性を保てる事業のみ予算要求すること。特定財源があるだけの安易な理由では、予算は認められない。また、関係機関と連携を深め、最新の情報を把握し、補助対象事業費・補助金額の的確な積算を行うこと。
- ⑥ 各種制度改正に伴う予算要求は、情報収集に努め、その内容を十分に理解したうえで、適切な予算要求をすること。事業内容の曖昧なものや、補正を前提とした予算見積もりは行わないこと。事業予算科目・積算金額は明確な根拠を基に正確に計上すること。
- ⑦ 市民参加型の行政を進めるため、行政施策の立案・実施に係るさまざまな場面で、市民参加の機会を確保すること。また、男女共同参画社会形成を推進する立場から各種の委員会だけでなく、実際の事務事業の実施過程においても、職員を含め女性の参加について積極的に推進すること。
- ⑧ 予算見積書の作成に当たっては、事業概要・効果・積算根拠等内容を精査し、簡潔で分かりやすい表現を用い、広く市民に説明できるものとすること。
- ⑨ 予算見積書は担当職員のみで作成することなく、課・係等の責任者が内容を十分に把握し、必要に応じ関係部課等との調整をしたうえで提出すること。
- ⑩ 予算執行率の低い事業、または予算の流充用を行った事業については、事業の見直しを行うこと。その際、令和3年度決算において、予算執行率が70%未満の事業を計上する場合は、事業概要に執行率が70%未満となった理由、及び事業の必要性を記載すること。

(2) 歳入に関する事項

① 市税

今後の経済情勢・税制改正等の動きに十分留意しつつ、過去の実績等を踏まえ、課税客体・課税標準額を的確に把握し積算すること。また、債権管理の適正化を図り、税負担の公平性の確保に努めるとともに、滞納整理の着実な実施等、徴収率の向上に努め、

滞納繰越を発生させないために、現年分の徴収強化に努めること。

② 地方譲与税・ゴルフ場利用税・地方交付税等

国の予算や地方財政計画及び税制改正の大綱、また過去の実績等を勘案し、適正な収入見込額を計上すること。

③ 分担金及び負担金

事業の性格、受益の程度、他事業との均衡に配慮するとともに、他市の状況を勘案し必要な見直しを行い、負担の適正化に努めること。

④ 使用料及び手数料

物価の推移、当該事務処理に係るコストの状況に照らして、実態に即していないものについては、負担の公平性確保の面から検討し適正化を図ること。

⑤ 国庫支出金・県支出金

国・県の予算編成を注視し、補助対象事業の内容・補助基本額・補助率等を的確に把握し、適正な収入見込額を計上すること。

⑥ 財産収入

財産の現況を正確に把握し、財産売払収入については時価に即した適正な価格を、財産貸付収入については昨今の経済情勢を考慮のうえ、適正な額を算定すること。

⑦ 寄附金

用途を限定した指定寄附金については、歳出予算の当該指定行政目的事業費の特定財源となるため、適切に対応すること。ふるさと寄附金については、過去の実績や市場の趨勢、市の取り組み状況等から今後の推移を適正に積算し、計上すること。

⑧ 市債

事業の必要性・事業効果・交付税措置について配慮し、適債事業を選定するとともに、健全な財政運営を図るため、適正な範囲内で予算計上すること。また、将来的な公債費負担を勘案し、資金調達方法等を十分検討のうえ、より低コストの資金調達や、償還額の平準化等を図ること。

⑨ その他の歳入

国・県以外の公的団体や民間団体による助成制度についても、積極的に情報収集を行い、市の施策事業への活用を検討すること。

過去の実績等も勘案して、金額の多少にかかわらず漏れなく収入見込額を計上すること。

(3) 歳出に関する事項

① 人件費

定員適正化計画により適正な定員管理を確実に推進することとし、新たな行政需要、施設の新増設等についても、原則として職員配置転換等により対処すること。また、職員研修、人事評価制度の活用など人材育成の取り組みを積極的に推進すること。さらに、組織の見直しや、A I・R P A等のデジタル技術を活用した事務処理の簡素化・効率化

を図るとともに、施設の管理運営をはじめ各種の事務事業についても、経費の節減効果を十分検討のうえ、指定管理者制度やアウトソーシングの導入・拡大を図り、行政体制の再構築を進めること。

会計年度任用職員は、既存の事務事業の効率化や職員の事務配分の見直しなど、業務遂行体制の改善による対応を第一に検討し、やむを得ない場合にのみ検討すること。このため、経常的な予算の要求は認められない。予算計上に当たっては、事前に秘書課と協議のうえ要求することとするが、秘書課承認案件であっても様々な事情から、予算が保障されるものではない。

また、非常勤の特別職職員である附属機関の委員等報酬については、「瑞浪市附属機関等に関する基本方針」（平成29年3月21日改訂）に基づき、附属機関として仕分けされた委員等のみ計上すること。よって、この基本方針において懇談会等に仕分けされた場合は、後述する補助費等の報償費に計上すること。

② 物件費

経常的な事務・管理経費については、令和3年度実績値を参考に、物価状況等を注視し、適切に計上すること。特に事務消耗品等は徹底した削減を図ること。ペーパーレス化を促進するため、日頃の意識改革と業務内容の見直しを行い、紙の削減に努めること。また、電気代、燃料費等については、今後も高騰が進むことが想定されるため、使用量の削減を進めるとともに、多方面からの情報収集により適切な積算を行うこと。各課等においては、事務消耗品費、燃料費等の削減方策を個別具体的に検討し、予算見積書の「予算見積概要の3）事務事業等見直し及び改善事項」欄に必ず記入すること。（記載欄が不足する場合は別紙に記載し添付すること。）

物品のリースについてはコピーパフォーマンス契約以外、経常的経費抑制のため買取についても検討すること。（現在のリース物件で状態がよいものは、再リース等も検討すること。）

委託料については、費用対効果を十分に検討し、人件費等の経費削減効果の高いものは積極的に導入を図ること。この場合、経費削減の効果額を記載するとともに、その積算においては人件費の積算や労務管理等、法令等遵守の徹底を図り積算根拠を明示すること。特に、指定管理者制度を導入している施設については、諸般の情勢を勘案し、適切に費用の積算を行うこと。また、施設修繕に係る経費負担を明確にしておくとともに、施設管理が安全かつ適切に行われるように指導を徹底すること。

また、バス借上料については、平成27年度に市有バスが廃止されたことから、バス利用の在り方を見直し、市の事業ではないものの計上は行わないこと。

電算処理システムの改良・新規導入については、事前に企画政策課情報ネットワーク係と協議のうえ予算要求すること。

（ア）旅 費 県内の宿泊、長距離の複数人の出張は認めない。出張の場所・目的を明確にし、正確な積算を行うこと。各種の審議会委員等の視察研修については、任期中1回とし削減に努めること。

(イ) 食糧費 官公庁間（検査など。）及び、職員（特別職を除く。）に対する食糧費（ペットボトル等飲料含む。）は認められない。食糧費の必要となる会議の出席人数は最小限に抑えること。昼食をはさむ会議・研修等は計画しないこと。また、夜の会食は厳に慎むこと。会議時の飲み物はペットボトル等を限度とする。

③ 補助費等

負担金・補助及び交付金については、その財源の殆どが一般財源であることに留意し、行革大綱の行動計画及び補助金等の交付基準、負担金及び交付金の基本方針に従い、必ず規則・要綱等を整備し終期を設定すること。また、その目的・事業効果を検証し、適切に対応すること。

運営補助金は、法令等（条例、規則を含む。）で別に定めのあるものを除き、予算は認められない。（現在、法令等の定めのないもので必要な場合は、補助対象ごとに条例または規則を定めること。）事業補助金は要綱等に従い、終期及び評価の結果等を記載すること。交付金については「市の実施すべき事業」の規定に合致するもののうち、費用対効果等を十分に検証し、当該交付金の規則等に基づき評価の結果等を記載のうえ予算要求すること。

事業負担金については、事業内容と負担割合を精査し適正に計上すること。運営負担金については、内容を精査し適正に計上すること。

次に掲げるものは廃止すること。

1. 奨励的な補助金で概ね5年を経過し、当初の補助目的を達成したもの。
2. 補助・交付金で効果に疑問のあるもの、及び公的関与の範囲を超えていると認められるもの。
3. 補助・交付金で受益者が少数で固定されているもの（扶助的なものを除く。）や、趣味サークル・同好会の要素を含む団体に対するもの。
4. 負担金でその会費等の一部であっても、その用途が公費で賄われることに疑問があるもの。（個人の資格に係る加入団体への負担金など。）
5. 他団体の同一部署間との勉強会的団体に対する負担金で、明らかに研修に係る費用を超える会費を徴収するもの。

報償費について、①人件費で記述した懇談会等に仕分けされた委員等については、懇談会等出席者謝礼金支払い基準により、適切に計上すること。また、講演会や研修等において、講演や講義を行う講師等に対する講演謝礼金については、講師等報償費支払い基準を参考に適切に計上すること。

④ 扶助費

扶助費については、過去の支給状況等を参考に、制度に従い適切に積算し計上すること。特定財源についても、国や県へ要望をするなど確保に努め、適切に計上すること。

⑤ 維持補修費

維持補修費については、法令や公共施設等総合管理計画等に従い、計画的に執行する

こととし、市民の安全・安心と利便性の向上のため、施設等の管理に十分注意を払い、施設管理者として適切に対応すること。また、施設の維持補修費は、都市計画課土地建築施設系の査定を参考に予算化するため、保守点検等により指摘のあった修繕や突発的な故障に対応する費用、軽微なもの等を除き、査定のない案件については、予算要求がなかったものとする。

毎年発生する補修等の経費は、過年度の状況等から適切な金額を計上すること。耐用年数を大幅に超えるような建物附属設備（電気施設、給排水施設、冷暖房設備等）に係る維持補修費は、各施設の管理者が常に状況を確認し、適切な時期に予算計上すること。

⑥ 投資的経費

市民サービスを優先し、早期に目的となる事業を完了するという観点から、一連の事業スケジュールを再度見直し、設計と施工が途切れなく執行されるよう予算措置を検討すること。

国や県の補助事業については、投資効果や超過負担の有無、あるいは事務負担等を勘案し、計画的に事業実施にあたること。市単独事業については、特に必要性、緊急性の高い事業を重点的に選定し、実施する予定である。なお、大規模建設事業の予算要求に当たっては、実施設計等に基づき要求すること。（実施設計等のないものは、予算は認められない。）6次総実施計画に計上された事業については、優先的に予算を配分する予定であるが、事業内容、及び事業費を再度精査し、実施計画額の範囲内で予算要求すること。

施設の建設、改修等に係る事業で、設計・監理等を都市計画課土地建築施設係に委託を要する案件は、予算要求前に同係と調整のうえ、必要な事項の予算を要求すること。

⑦ 備品購入費

備品については、購入備品名を明示し、必要な理由、及び積算の根拠を記し予算要求すること。執行にあたっては原則第2四半期までに購入するものとし、第3四半期以降に購入予定の場合は、その理由を積算欄に記載すること。また、購入備品の変更、及び入札差金の執行については厳に慎むこと。

特殊車両を除く公用車については、各部単位で削減の方向で検討すること。特定財源があったとしても、上記のような検討がなされていなければ、予算化されるものではない。また、更新に当たっては総務課管財係と協議すること。OA機器についても、デジタル化の促進を図り、計画的に導入・配置する必要があるため、企画政策課情報ネットワーク係と協議すること。

⑧ 長期継続契約

瑞浪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年10月1日施行。以下「条例」という。）に基づく長期継続契約に係る予算については、複数年契約による経費の節減が図られるように努めるとともに、予算見積書に「長期継続契約」と必ず記載すること。（自治法234条の3による電気、ガス、水、通信役務、不動産借受の契約についてはこの必要はない。）

⑨ その他

債務負担行為、及び継続費については、後年度の財政負担を義務づけるものであり、将来の財政運営を圧迫する要因となるので、その設定については対象事業、限度額、後年度の財源確保の見通し、契約時期等を慎重に検討のうえ要求すること。次年度当初から履行の始まるもので、本年度内に契約をする必要のある場合（条例による長期継続契約（履行期間が1年を超えるもの：契約審査委員会の審査案件）を除く。）は、補正予算対応とする。（債務負担行為の限度額については金額を基本とし、文言記載は原則認められない。）

(4) 特別会計・企業会計

特別会計・企業会計（以下「特別会計等」という。）の予算編成については、一般会計に準ずるものとし、経営については、独立採算の原則に従い、これまで以上に合理化・効率化を図り、受益者負担の原則により、公平で適正な料金等収入に努めること。

特別会計等の歳入歳出においては、会計の性格上、特定の歳出に対して特定の収入を充てることにより成り立っていることから、過去の伸び率や周辺自治体の実績などを複合的に勘案したうえで、制度改正等に適切に対応した予算見積もりを行うこと。

一般会計からの繰出金、出資及び補助金については、原則的に繰出基準の範囲内とする。ただし、事業の性格上、やむを得ないものについては基準外繰出を認めるものであるが、繰出基準内・外の充当経費の区分ごとに具体的に積算根拠を示して要求すること。

社会情勢や過去の実績を十分に考慮した適切な予算計上を心がけるとともに、年度途中においても、予算の執行管理を適切に行ない、剰余金の発生や予算以上の収入見込みがある場合は、適切な時期に補正予算の対応を行うこと。

担当課	総務部総務課財政係
直通電話	0572-68-9726
内線	328